

## 令和3年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 人件費に関する事務の執行について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に規定する監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項に規定する「意見」に対する措置 次の表のとおり

なお、区分の欄に記載する記号の意味は、「①=措置を講じたもの」、「②=措置を講じていないもの」となっています。  
「②」については、措置を講じた後に、改めて報告します。

ページ数	監査の結果及び意見(項目)	区分	措置内容又は進捗状況等
個別事案 (P86)	<p><b>指摘</b></p> <p>会計年度任用職員の出退勤時間の記録の保存について (略)</p> <p>学校教育課に所属する職員のうち、教育支援教室「かんせい」に勤務する会計年度任用職員については、原則、超過勤務がなく、出退勤時間の記録を作成していないとの回答であった。</p> <p>原則、超過勤務を課さないとはいっても、勤務実態が客観的に把握できないことから、時間外勤務上限規制通知のとおり、会計年度任用職員の出退勤時間について記録し、保存すべきである。</p>		(学校教育課) 令和4年2月より、会計年度任用職員の出退勤時間について記録及び保存をしている。

<p><b>個別事案</b> (P86)</p>	<p><b>指摘</b></p> <p><b>通勤手当について</b> (略)</p> <p>担当者の回答によれば、通勤手当の認定後における支給額の適正性や通勤の実情を確認するため、通勤手当に関する規則（以下「通勤手当規則」という。）に規定する事後確認が行われていなかった。</p> <p>なお、通勤届を確認したところ、自動車等の通勤については、届出による自宅からの通勤経路及び通勤距離数を地図上で確認の上、通勤手当を支給しており、適正な支給となっていたが、交通機関等を利用して通勤している者のうち、交通系ＩＣカードを提示した者がおり、往査当日においてその場で通勤の実情を確認することができなかった。</p> <p>このような事例や現金支払により交通機関等を利用している事例があることを踏まえ、通勤の実情の確認方法を検討の上、適正な通勤手当の支給及び不正受給の防止の観点から、サンプル抽出等の方法により規定どおり事後確認を実施すべきである。</p>	<p>①</p>	<p><b>(教育政策課)</b></p> <p>職員課において、通勤実態把握のための交通手段別の確認方法が検討され、通勤手当に関する規則が改正されたうえで、令和4年8月25日付けで「通勤手当支給対象者における事後確認の実施について(通知)」が発出され、令和4年7月1日から8月31日までの通勤実績を確認する旨の通知がなされた。</p> <p>教育委員会においても、市長部局に準じて事後確認を実施した。</p> <p>今後も、適宜事後確認を実施し、不正受給の防止に努める。</p>
<p><b>個別事案</b> (P88)</p>	<p><b>指摘</b></p> <p><b>組合費の控除額計算方法の決定根拠について</b> (略)</p> <p>毎月の給与の控除項目を検討するため、担当者にヒアリングを実施したところ、給与から控除する組合費の現在の算定方法の始期について総会議事録等の記録がな</p>		<p><b>(下関商業高等学校)</b></p> <p>今後、組合費の改定等がある場合は、総会議事録等の提出を受け、記録として保管することとした。</p>

	<p>く不明であるとのことであり、往査日時点では判明しなかつた。</p> <p>給与から組合費の控除額計算方法の決定は、組合員にとって重要事項であり、今後、組合費の改定等がある場合には、総会議事録等の提供を受け、記録として保管すべきである。</p>		
個別事案 (P88)	<p><b>意見</b></p> <p>通勤手当について</p> <p>(略)</p> <p>実務的には当該職員から通勤届の提出を受け、その内容を検討の上、適正と認められれば通賃手当を支給しているものの、その後の確認は行われていなかつた。</p> <p>今後は、適正な通勤手当の支給及び不正受給の防止の観点から、同規則の規定どおり、随時の確認を行うことが望まれる。</p> <p>なお、過去においては、有料道路の利用証明書が通勤届けに添付されていた事例があり、随時確認の一方法として、有料道路の利用者については過去と同様、有料道路の利用証明書の提出が考えられる。</p>	<p>(下関商業高等学校)</p> <p>今回の指摘にはなかつたが、過去に戻入した記録があり、手当の認定時に誤りのないよう処理したい。</p> <p>また、有料道路の利用については、引き続き、利用明細書の提出を受けることとした。</p>	
個別事案 (P68)	<p><b>意見</b></p> <p>特殊勤務手当算定の根拠となる時間数の正確な把握について</p> <p>令和3年1月分の在校等時間記録表の在校等時間記録と同月の教員特殊業務従事伺の従事時間とを照合したところ、時間外在校等時間が一致しない教員が複数名いた。</p>	<p>(下関商業高等学校)</p> <p>特殊勤務手当は、生徒の部活動等の指導であり、その終了時と退校時は必ずしも一致しないと考えている。ただし、退校時の方が早い場合は、後日、修正させることとした。</p>	

	(略) 特殊勤務手当の正確な計算に資するために、在校等時間記録表及び教員特殊業務従事伺が実際の勤務実態を反映しているかを確認し、特殊勤務手当算定の根拠となる時間数の正確な把握に努められたい。	
--	--	--